

事 務 連 絡  
令和 4 年 1 月 2 4 日

各都道府県財政担当課  
各都道府県市区町村担当課  
各都道府県議会事務局  
各指定都市財政担当課  
各指定都市議会事務局

御中

総務省自治財政局財政課

令和 4 年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について

国の令和 4 年度一般会計歳入歳出概算につきましては、令和 3 年 1 2 月 2 4 日、閣議決定されたところであります。

この国の一般会計歳入歳出概算に関連して、現在令和 4 年度の地方財政計画の策定を急いでいるところであり、現時点においては細部にわたり確定を見るに至っておりませんが、地方公共団体の予算編成作業の状況に鑑み、さしあたり現段階における地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について、別紙のとおりお知らせいたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び市区町村議会に対しても速やかにその趣旨を御連絡いただくようお願い申し上げます。

【担当】

総務省自治財政局

財政課財政計画係 眞貝

電話 03-5253-5612

(別 紙)

## 第1 国の予算等

政府は、令和3年12月3日に「令和4年度予算編成の基本方針」（別添資料第1）を閣議決定するとともに、同月23日に「令和4年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（別添資料第2）を閣議了解し、これに基づいて同月24日、令和4年度一般会計歳入歳出概算（別添資料第3）を閣議決定した。

1 令和4年度一般会計歳入歳出概算は、「令和4年度予算編成の基本方針」の次のような基本的考え方により編成された。

### (1) 基本的考え方

- ① 我が国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和されつつあるものの、引き続き持ち直しの動きに弱さがみられる。先行きについては、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意する必要がある。また、足元では新たな変異株の出現による感染拡大への懸念が生じていることから、新型コロナウイルス感染症による内外経済への影響や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。
- ② このように先行き不透明な中、岸田内閣では、最悪の事態を想定しつつ水際対策を行うなど、喫緊かつ最優先の課題である新型コロナウイルス感染症対応に万全を期し、感染症により大きな影響を受ける方々の支援等を速やかに行うべく必要な対策を講ずるとともに、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとした新しい資本主義を実現すべく精力的に取り組んでいるところである。
- ③ まず、新型コロナウイルス感染症対応については、これまでも、感染状況や、企業や暮らしに与える影響に十分に目配りを行い、予備費なども活用して必要な対策を柔軟に行ってきたが、今般、新型コロナウイルス感染症の拡大防止、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開と次なる危機への備え、未来社会を切り拓く「新しい資本主義」の起動、防災・減災、国土強靱化の推進など安全・安心の確保を柱とする「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）を策定したところであり、これを速やかに実行に移していく。
- ④ 経済財政運営に当たっては、最大の目標であるデフレからの脱却を成

し遂げる。危機に対する必要な財政支出は躊躇なく行い、万全を期する。経済あつての財政であり、順番を間違えてはならない。まずは、経済をしっかりと立て直す。そして、財政健全化に向けて取り組んでいく。

- ⑤ その上で、岸田内閣が目指すのは、「成長と分配の好循環」と「コロナ後の新しい社会の開拓」をコンセプトとする新しい資本主義の実現である。

成長を目指すことは極めて重要であり、その実現に全力で取り組む。しかし、分配なくして次の成長なし。成長の果実をしっかりと分配することで、初めて次の成長が実現する。

具体的には、科学技術立国の実現、地方を活性化し、世界とつながる「デジタル田園都市国家構想」、経済安全保障の推進を3つの柱とした大胆な投資により、ポストコロナ社会を見据えた成長戦略を国主導で推進し、経済成長を図る。また、賃上げの促進等による働く人への分配機能の強化、看護・介護・保育等に係る公的価格の在り方の抜本的な見直し、少子化対策等を含む全ての世代が支え合う持続可能な全世代型社会保障制度の構築を柱とした分配戦略を推進する。

- ⑥ 加えて、東日本大震災からの復興・創生、高付加価値化と輸出力強化を含む農林水産業の振興、老朽化対策を含む防災・減災、国土強靱化や交通、物流インフラの整備等の推進、観光や文化・芸術への支援など、地方活性化に向けた基盤づくりに積極的に投資する。年代・目的に応じた、デジタル時代にふさわしい効果的な人材育成、質の高い教育の実現を図る。2050年カーボンニュートラルを目指し、グリーン社会の実現に取り組む。

これまでにない速度で厳しさを増す国際情勢の中で、国民を守り抜き、地球規模の課題解決に向けて国際社会を主導するため、外交力や防衛力を強化する等、安全保障の強化に取り組む。

これまでの政府・与党の決定を踏まえた取組を着実に進めるとともに、財政の単年度主義の弊害を是正し、科学技術の振興、経済安全保障、重要インフラの整備などの国家課題に計画的に取り組む。

## (2) 予算編成についての考え方

- ① 令和4年度予算編成に当たっては、新型コロナウイルス感染症への対応に万全を期すとともに、成長と分配の好循環による新しい資本主義の実現に向けて、上記(1)基本的考え方を踏まえる。
- ② 具体的には、新型コロナウイルス感染症の克服に向け、国民を守る医

療提供体制や検査体制の確保、変異株を含む新たなリスクに対する万全の備えのためのワクチン・治療薬等の研究開発、雇用・事業・生活に対する支援等を推進する。

③ また、「コロナ後の新しい社会」を見据え、成長と分配の好循環を実現するため(1)⑤に掲げる成長戦略、分配戦略などに基づき予算を重点配分する。また、(1)⑥のとおり、東日本大震災を始め各地の災害からの復興・創生や防災・減災、国土強靱化等に対応するとともに、現下の国際情勢に的確に対応し、国家の安全保障をしっかりと確保する。

④ あわせて、「経済財政運営と改革の基本方針2021」（令和3年6月18日閣議決定。以下「骨太方針2021」という。）における令和4年度予算編成に向けた考え方に基づいて、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえつつ、メリハリの効いた予算とする。また、いわゆる「16か月予算」の考え方で、令和3年度補正予算と、令和4年度当初予算を一体として編成する。その中で、単年度主義の弊害是正のため必要に応じ新たに基金を創設する等の措置を講じていく。加えて、EBPMの仕組み等を活用し、適切かつ効果的な支出を推進する。

2 このような方針に基づいて編成された令和4年度一般会計歳入歳出概算の規模は、新型コロナウイルス感染症対策予備費5兆円を含め、107兆5,964億円（前年度比9,867億円、0.9%増）で、基礎的財政収支対象経費は83兆7,166億円（前年度比3,422億円、0.4%増）となっている。

財政投融资計画の規模は18兆8,855億円（前年度比22兆201億円、53.8%減）となっている。

また、「令和4年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」においては、令和4年度の国内総生産は564.6兆円程度、名目成長率は3.6%程度、実質成長率は3.2%程度となるものと見込まれている。

## 第2 地方財政対策

### 1 通常収支分

令和4年度においては、社会保障関係費の増加が見込まれる中、地方が地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組等の推進、消防・防災力の一層の強化等に取り組みつつ、交付団体を始め地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保することを基本として地方財政対策

を講ずることとした。その概要は次のとおりである。

(1) 一般財源総額の確保

地方の安定的な財政運営に必要な地方税、地方交付税等の一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度に比し203億円、0.0%増の62兆135億円と、令和3年度地方財政計画を上回る額を確保することとしている。（令和3年度の一般財源総額については、「地方税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第26号）により創設された徴収の猶予制度の特例及び「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」（令和2年法律第25号）により創設された納税の猶予制度の特例の適用に伴う地方税及び地方譲与税の令和3年度収入見込額（以下「令和2年度徴収猶予の特例分等」という。）を除いている。以下同じ。）

(2) 財源不足とその補填措置

令和4年度においては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入の増加が見込まれるとともに、国の取組と基調を合わせた歳出改革に努めたが、社会保障関係費の増加が見込まれることなどにより、2兆5,559億円の財源不足額が生じ、平成8年度以来27年連続して「地方交付税法」（昭和25年法律第211号）第6条の3第2項の規定に該当することとなった。

このため、地方財政の運営に支障が生じることのないよう、次の措置を講ずることとし、所要の法律改正を行う予定である。

① 令和4年度の地方財政対策においては、上記の財源不足額2兆5,559億円について、令和2年度に講じた令和4年度までの制度改正に基づき、従前と同様の例により、次の補填措置を講ずることとした結果、国と地方が折半して補填すべき財源不足額は生じないこととなった。

ア 公共事業等債等の充当率の臨時的引上げ等による建設地方債（財源対策債）の増発 7,600億円

イ 地方交付税の増額（地方交付税法附則第4条の2第1項（配偶者控除・配偶者特別控除の見直しによる個人住民税の減収額の補填）に基づく加算額（以下「既往法定分」という。）の交付税特別会計への繰入れ） 154億円

ウ 地方が負担する過去に発行された臨時財政対策債の元利償還等に係る臨時財政対策債の発行 1兆7,805億円

② 令和4年度における臨時財政対策債の発行額は、地方の負担である過

去に発行された臨時財政対策債の元利償還等に係る次のアからエまでに掲げる額の合算額の一部（1兆7,805億円）とすることとしている。

ア 平成13年度以降に発行した既往の臨時財政対策債の元利償還に起因する財源不足額等	4兆806億円
イ 交付税特別会計借入金の償還のため発行する額	5,000億円
ウ 交付税特別会計借入金の利払費予算額に相当する額	709億円
エ 地方交付税法附則第4条の2第3項等に基づき令和4年度において交付税の総額から減額することとしている額について国・地方の適切な負担調整を行う観点から発行する額	2,461億円

(3) 地方交付税の総額

令和4年度の地方交付税の総額は1兆8,538億円（前年度比6,153億円、3.5%増）となっており、その内訳は以下のとおりである。

① 一般会計	1兆5,558億円
ア 地方交付税の法定率分等	1兆5,404億円
（ア）所得税・法人税・酒税・消費税の法定率分	1兆5,314億円
（イ）国税減額補正精算分（平成20、21、令和元年度）	△2,461億円
（ウ）国税決算精算分（平成28年度）	△449億円
イ 一般会計における加算措置（既往法定分）	154億円
② 特別会計	2兆3,980億円
ア 地方法人税の法定率分	1兆7,127億円
イ 返還金	1億円
ウ 交付税特別会計借入金償還額	△5,000億円
エ 交付税特別会計借入金支払利子	△709億円
オ 令和3年度からの繰越金	1兆2,561億円

(4) 臨時財政対策債の抑制等

令和4年度においては、以下のとおり、臨時財政対策債の抑制等を行うこととしている。

- ① 財源不足額については、大幅に縮小し2兆5,559億円（前年度比7兆5,664億円、74.7%減）となり、折半対象財源不足（前年度3兆4,338億円）は解消すること。
- ② 臨時財政対策債の発行額については、大幅に抑制し1兆7,805億円（前年度比3兆6,992億円、67.5%減）としていること。そ

の結果として、令和4年度末の臨時財政対策債残高見込みは、53.2兆円となり、令和3年度末の残高見込みに比し2.1兆円の減となること。

- ③ 交付税特別会計借入金については、令和4年度及び令和5年度の償還額を増額し、令和4年度から令和6年度まで各年度5,000億円を償還することとしていること。

(5) 地域社会のデジタル化の推進

地域社会のデジタル化を推進するため、「地域デジタル社会推進費」について、令和4年度においても、引き続き2,000億円を計上することとしている。

なお、「地域デジタル社会推進費」を計上するために活用することとしていた令和4年度の地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金2,000億円については、その活用時期を見直し、地方の財源として後年度に活用することとしている。

(6) 公共施設の脱炭素化の取組等の推進

「公共施設等適正管理推進事業費」について、「脱炭素化事業」を追加し、事業費を1,000億円増額するとともに、「長寿命化事業」の対象に空港施設及びダム（本体、放流設備等）を追加した上で、事業期間を5年間延長することとしている。

(7) 消防・防災力の一層の強化

「緊急防災・減災事業費」について、消防本部における災害対応ドローンの整備や消防救急デジタル無線の機能強化を追加するなど対象事業を拡充することとしている。

(8) 地方税制改正

令和4年度地方税制改正においては、商業地等に係る令和4年度分の固定資産税等の税負担の調整、法人事業税の付加価値割における給与等の支給額が増加した場合の特例措置の拡充等、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の延長等の税制上の措置を講ずることとしている。

(9) 通常収支分の規模

通常収支分の歳入歳出規模（令和4年度地方財政計画ベース）は90兆5,900億円程度（前年度比7,800億円程度、0.9%程度増）、歳出のうち公債費（公営企業繰出金中企業債償還費普通会計負担分を含む。）及び不交付団体水準超経費を除く地方一般歳出の規模は75兆8,800億円程度（前年度比4,800億円程度、0.6%程度増）と

なる見込みである（別添資料第4）。

また、通常収支分の一般財源総額（地方税、地方譲与税、地方特例交付金等、地方交付税及び臨時財政対策債の合計額）は63兆8,635億円（前年度比7,203億円、1.1%増）となる見込みであり、不交付団体水準超経費に相当する額を控除した交付団体ベースの一般財源総額は62兆135億円（前年度比203億円、0.0%増）となる見込みである。

さらに、地方債依存度は8.4%程度（前年度12.5%）となる見込みであり、交付税特別会計借入金残高を含む地方財政の令和4年度末借入金残高（東日本大震災分を含む。）は189兆円程度（令和3年度末193兆円程度、前年度比4兆円程度減）となる見込みである。

## 2 東日本大震災分

東日本大震災からの復旧・復興に当たっては、令和3年度からの第2期復興・創生期間においても、復旧・復興事業及び全国防災事業について、通常収支とはそれぞれ別枠で整理し、所要の事業費及び財源を確保することとしている（別添資料第5）。

### (1) 復旧・復興事業

復旧・復興事業の歳入歳出規模（令和4年度地方財政計画ベース）は3,000億円程度、歳入のうち震災復興特別交付税は1,069億円となる見込みである。

### (2) 全国防災事業

全国防災事業の歳入歳出規模（令和4年度地方財政計画ベース）は、1,023億円となる見込みである。

## 第3 予算編成上の留意事項

第1、第2を踏まえ、ご留意いただきたい点は、以下のとおりである。

- 1 令和4年度の国内総生産の成長率は、名目3.6%程度、実質3.2%程度と見込まれているが、引き続き、供給面での制約や原材料価格の動向による下振れリスクに十分注意するとともに、新型コロナウイルス感染症による内外経済への影響や金融資本市場の変動等の影響を注視する必要がある。また、景気の動向は地域や業種によって異なるものと考えられる。
- 2 令和4年度予算は、「16か月予算」の考え方の下、令和3年度補正予算（第1号）と一体として編成されており、新型コロナウイルス感染症への対応については、次のとおり、令和3年度補正予算（第1号）における措置等

を講ずることとされており、これらを活用して、各地方公共団体においては、感染拡大防止などの取組に万全を期していただきたい。

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止、人流抑制等の影響を受ける事業や生活・暮らしへの支援、「ウィズコロナ」下での社会経済活動の再開等により地方創生を図るため、地方公共団体が地域の実情に応じて必要な事業を実施できるよう、令和3年度補正予算（第1号）において、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を6.8兆円（うち地方単独分1.2兆円、国庫補助事業の地方負担分0.3兆円、検査促進枠分0.3兆円、協力要請推進枠等分5.0兆円）増額することとされていること。
  - (2) 令和3年度補正予算（第1号）において、新型コロナウイルスワクチンの接種体制の整備・接種の実施に係る事業が1兆2,954億円計上されているところであり、1回目・2回目未接種者に対する接種機会の確保に引き続き取り組むとともに、オミクロン株の急速な感染拡大が懸念される中で、特に1・2月に山場を迎える高齢者等への追加接種をはじめ、追加接種を速やかに実施できるよう、市区町村においては、都道府県と十分連携し、接種体制の確保などに取り組んでいただきたいこと。都道府県においては、大規模接種会場の設置をはじめ、市区町村の接種体制確保の取組への支援など、広域的観点から市区町村への支援を実施していただきたいこと。
  - (3) 令和3年度補正予算（第1号）において、「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金」（医療分）を2兆314億円増額し、引き続き、都道府県が地域の実情に応じて行う重点医療機関等の病床確保、軽症者の宿泊療養施設の確保、医療人材の確保、新型コロナウイルスワクチンの接種体制の整備などを支援し、医療提供体制等の強化等を図ることとされていること。
  - (4) 新型コロナウイルス感染症の影響により料金収入が減少する地方公営企業の資金繰りに支障が生じないように、感染症に伴う減収による地方公営企業の資金不足に対し、令和2年度に創設した「特別減収対策企業債」を引き続き措置することとしていること。
- 3 地方が抱える課題をデジタル実装を通じて解決し、地域の個性を活かした地方活性化を図り、地方から国全体へのボトムアップの成長を実現する「デジタル田園都市国家構想」について、デジタル田園都市国家構想実現会議（令和3年12月28日）において「デジタル田園都市国家構想関連施策の

全体像」が取りまとめられたところであり、今後、これに加え、デジタル田園都市国家が目指す将来像を見据えながら、中長期的に取り組むべき方策を検討・深化させ、今春、実行すべき具体的なデジタル田園都市国家構想が取りまとめられる予定である。地方の豊かさをそのままに、利便性と魅力を備えた新たな地方像の実現に向けて、既に、令和3年度補正予算（第1号）における「デジタル田園都市国家構想推進交付金」の創設や、令和4年度予算における「地方創生推進交付金」のデジタル技術の活用の要件化等が行われているところであり、これらの措置も活用し、国における議論の状況にも留意しながら、必要な施策を進めていただきたい。

4 「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和3年12月24日閣議決定）では、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」の実現に向けた基本的な施策として、国民に対する行政サービスのデジタル化を掲げている。このため、以下の点に留意し、必要な取組を進めていただきたい。なお、「デジタル・ガバメント実行計画」（令和2年12月25日閣議決定）が「デジタル社会の実現に向けた重点計画」に統合されたこと等を踏まえ、地方公共団体が重点的に取り組むべき事項や国による支援策等を取りまとめた「自治体DX推進計画」を見直し、別途お知らせする予定であるので、見直し後の計画を踏まえて、引き続き、着実に取組を進めていただきたい。

(1) マイナンバーカードについては、令和4年度末までに、ほぼ全国民に行き渡ることを目指し、市区町村において、更なる普及促進の取組を実施する必要があるため、マイナポイント第2弾の実施も踏まえつつ、出張申請受付、臨時交付窓口の開設、土日の開庁などの積極的な実施により、申請促進及び交付円滑化に取り組まれたいこと。その支援のため、「マイナンバーカード交付事務費補助金」について、マイナンバーカードの交付や申請受付等を専門とするセンターの設置経費に対する補助の増額やマイナンバーカードの受取勧奨のための広報経費を補助対象に追加するなど、令和3年度補正予算（第1号）において92億円を、令和4年度予算において616億円を計上していること。これらを念頭に、各市区町村におけるマイナンバーカードの申請促進及び交付体制の強化に積極的に行き渡らされたいこと。

また、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、令和3年度補正予算（第1号）にマイナポイント第2弾が盛り込まれ、マイナンバーカードを新規に取得した者等に対するポイントについては、令和4年

1月1日から申込みを開始しており、マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込みを行った者や公金受取口座の登録を行った者に対するポイントについては、令和4年6月頃に開始することとしていること。このため、引き続き、事業の円滑な実施に向けて、積極的な事業の広報、マイナポイント予約・申込支援、統一QR「JPQR」の普及など、必要な環境整備について、積極的にご協力いただきたいこと。

(2) 地方公共団体の情報システムの標準化・共通化については、「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」（令和3年法律第40号。以下「標準化法」という。）に基づき、住民記録、地方税、福祉など、地方公共団体の主要な20業務を処理するシステム（基幹系システム）の標準仕様を、令和3年度中に策定される標準化法第5条に基づく基本方針（同方針が策定されるまでは、関係府省会議において共有された作業方針）の下、関係府省において作成した上で、各事業者が、標準仕様に準拠して開発したシステムを「ガバメントクラウド」上に構築し、当該システムを各地方公共団体が利用することを目指すこととしていること。このため、地方公共団体情報システム機構に時限的な基金を設け、1,825億円を計上し、「ガバメントクラウド」への移行のために必要となる準備経費やシステム移行経費に対する補助（全額国費）を行っているところであり（令和7年度まで）、令和7年度を目標時期として、標準仕様に適合したシステムへの移行に向けた準備に取り組まれないこと。

(3) 地方公共団体のオンライン化については、「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」（平成14年法律第151号）第5条第4項の規定により、地方公共団体は、情報通信技術を利用して行われる手続等に係る当該地方公共団体の情報システムの整備等の必要な施策を講ずるよう努めなければならないこととされたことを踏まえ、原則として、全ての地方公共団体において、マイナポータル電子申請受付機能（ぴったりサービス）を積極的に活用し、手続のオンライン化に努めること。特に、子育て・介護等の国民の利便性向上に資する手続については、令和4年度末までにマイナポータルからマイナンバーカードを用いてオンライン手続が可能となるよう、積極的に取り組んでいただきたいこと。その支援のため、地方公共団体情報システム機構に時限的な基金を設け、250億円を計上し、マイナポータルと地方公共団体の基幹系システムとの接続経費に対する補助を行っているところであり（令和4年度まで）、当該事業に係る地方負担については、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

- (4) 地方公共団体におけるテレワークについては、働き方改革や業務効率化、行政機能維持のための有効な手段であることから、先進事例や活用のノウハウを取りまとめた「地方公共団体におけるテレワーク推進のための手引き」（令和3年4月）や「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」（令和2年12月）等を参考に、テレワークの導入・活用に取り組まれないこと。そのため、テレワーク環境の構築に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。
- (5) 自治体情報セキュリティクラウドについて、令和4年度末までに、都道府県の主導により、総務省が設定した高いセキュリティレベルを満たす民間のクラウドサービス利用型への移行を進めていただきたいこと。その支援のため、地方公共団体情報システム機構に時限的な基金を設け、29億円を計上し、次期自治体情報セキュリティクラウドへの移行経費に対する補助を行っているところであり（令和4年度まで）、当該事業に係る地方負担については、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。
- (6) 地方公共団体におけるデジタル・ガバメントの推進に当たっては、その推進を支えるデジタル人材の確保が重要であることから、必要に応じ、外部のデジタル人材の活用を検討いただきたいこと。そのため、市町村がCIO補佐官等として外部人材の任用等を行うための経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。
- (7) デジタルデバイド対策として、NPOや地域おこし協力隊など地域の幅広い関係者と連携して地方公共団体が実施する、オンラインでの行政手続等に関する講座の開催やアウトリーチ型の相談対応等については、「地域デジタル社会推進費」において引き続き地方交付税措置を講ずることとしているところであり、令和3年度から実施している「デジタル活用支援推進事業」とも連携しつつ、これらの取組を進め、地域住民に対するきめ細かなデジタル活用支援の推進に積極的に取り組まれないこと。
- 5 地方公共団体においては、引き続き、国・地方を通じた厳しい財政状況と税財政制度上の対応を見通し、また、政府における経済財政諮問会議等での議論も注視しながら、簡素で効率的な行財政システムを構築し、行財政運営について透明性を高め、公共サービスの質の向上に努めるなど、質の高い公共サービスを効率的・効果的に提供することが必要である。
- 特に、「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）で示された「新経済・財政再生計画」及び「新経済・財政再生計画改革工程表2021」（令和3年12月23日経済財政諮問会議決定）

に則って、経済・財政一体改革を着実に実行するため、上記第3の4の事項のほか、以下の点にご留意いただきたい。

(1) 「地方行政サービス改革の推進に関する留意事項について」（平成27年8月28日付け総務大臣通知）を踏まえ、各地方公共団体において又は複数の地方公共団体が連携して積極的に地方行政サービス改革の推進に努めること。また、引き続き、地方行政サービス改革に関する取組状況・方針の見える化及び比較可能な形での公表に取り組むこととしていること。

特に、住民サービスの向上に直結する業務については、業務改革モデルプロジェクトによる窓口業務改革等の成果や、自治体行政スマートプロジェクトにおいて構築した業務プロセスの標準モデルを引き続き横展開することとしていること。

窓口業務については、民間委託に加え、公権力の行使にわたる事務を含めた一連の事務を地方独立行政法人に委託することが可能となっているところであり、民間委託に関する標準委託仕様書や「市区町村の窓口業務における民間委託と申請等関係事務処理法人の業務の範囲の事例」（平成31年3月）の積極的な活用等により、窓口業務の委託の推進に努めること。

(2) 「まち・ひと・しごと創生事業費」のうち「人口減少等特別対策事業費」において、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（令和元年12月20日閣議決定）の期間を踏まえ、令和2年度から5年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1,000億円シフトすることとしており、令和4年度においては、段階的な反映における3年目の見直しを実施することとしていること。

(3) 地方公営企業については、経営戦略の策定・改定並びに事業廃止、民営化・民間譲渡、広域化等及び民間活用といった抜本的な改革等の取組を通じて、経営基盤の強化等を図るとともに、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の活用等による「見える化」を推進することとしていること。

6 定員及び給与については、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 定員については、行政の合理化、能率化を図るとともに、行政課題に的確に対応できるよう、地域の実情を踏まえつつ、適正な定員管理の推進に取り組むこと。

(2) 能力・実績に基づく人事管理については、「地方公務員法」（昭和25年法律第261号）において、任命権者は人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとされているところであり、市町村をはじめ人事評価の結果を勤勉手当や昇給等に十分に反映できていな

- い地方公共団体にあつては、「地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の運用について」（平成26年8月15日付け総務省自治行政局長通知）にも留意し、速やかに必要な措置を講ずること。特に、勤勉手当の支給や昇給について、人事評価の結果を反映せず一律に行うなどの運用は不適切であることから、速やかな是正を図ること。
- (3) 給与については、「地方公務員の給与改定等に関する取扱いについて」（令和3年11月24日付け総務副大臣通知）に基づき、特に次の事項について適切に対応すること。
- ① 地方公共団体においては、厳しい財政状況及び各地方公共団体の給与事情等を十分検討の上、既に地域における国家公務員等の給与水準を上回っている地方公共団体にあつては、その適正化を図るため必要な措置を講ずること。
  - ② 高齢層職員の昇給抑制措置や昇格時の給料月額増加額の縮減措置を講じていない地方公共団体、平成18年の給与構造見直しにおける経過措置額を廃止していない地方公共団体及び平成27年の給与制度の総合的見直しにおける経過措置額を廃止していない地方公共団体については、必要な措置を講ずること。
  - ③ 等級別基準職務表に適合しない級への格付けを行っている場合その他実質的にこれと同一の結果となる等級別基準職務表又は給料表を定めている場合（いわゆる「わたり」を行っている場合）等、不適正な給与制度・運用については、速やかに見直しを図ること。
  - ④ 地域手当については、給料水準が適切に見直されていることを前提に、国における地域手当の指定基準に基づき、支給地域及び支給割合を定めることが原則であること。
  - ⑤ 技能労務職員の給与については、民間の同一又は類似の職種に従事する者との均衡等に留意し、適正な給与制度・運用とすること。
- (4) 地方公務員の中途採用については、骨太方針2021における就職氷河期世代への支援の趣旨及び「就職氷河期世代支援に関する行動計画2021」（令和3年12月24日就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議決定）を踏まえ、各地方公共団体の実情に即し、就職氷河期世代支援のための新たな中途採用試験の実施、これまで実施してきた中途採用における受験資格の上限年齢の引上げなどの応募機会の拡大、採用情報等の一層の周知など就職氷河期世代支援に取り組んでいただきたいこと。
- (5) 地方公共団体における障害者雇用の促進については、「公務部門におけ

る障害者雇用に関する基本方針」（平成30年10月23日公務部門における障害者雇用に関する関係閣僚会議決定）を参考にしながら、取り組んでいただきたいこと。

なお、障害者の就労を進めるために必要な施設や設備の設置、整備等に要する経費に対して、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

- 7 地方公務員の定年引上げについては、「地方公務員法の一部を改正する法律の運用について」（令和3年8月31日付け総務省自治行政局公務員部長通知）、「定年引上げに伴う条例例及び規則例等の整備の概要について」（令和3年12月28日付け総務省自治行政局公務員部公務員課長・給与能率推進室長通知）等にも留意し、令和5年4月1日の施行に向けて、円滑に実施できるよう着実に準備を進めていただきたい。なお、今後、関連する人事院規則の改正等が行われ次第速やかに、人事院規則等を踏まえた条例例及びこれに伴う運用通知を発出する予定としている。

また、定年引上げに当たり、人事管理に関する次の事項にご留意いただきたい。

- (1) 意欲と能力のある高齢期職員を幅広い職域で最大限活用し、かつ、その多様な知識や経験を公務内で積極的に活用できるよう、職の在り方の検討をはじめとする環境の整備を進めていただきたいこと。なお、総務省においても、高齢期職員が活躍するための人事管理の工夫及び環境整備等の好事例について取りまとめ、令和3年度中に公表することとしているので、積極的に活用されたいこと。
  - (2) 定年引上げに伴う定員管理について、現在、総務省において、地方公共団体の実態を把握しながら、定年引上げ期間中の定員管理に係る留意点等について検討しているところであるが、各地方公共団体においても、各職種の年齢構成や今後の退職者数等の動向を把握し、必要な新規採用者数の検討に着手するなど、計画的に取組を進めていただきたいこと。
- 8 地方公務員の臨時・非常勤職員については、令和2年4月1日に導入された会計年度任用職員制度の趣旨に沿って、勤務の内容に応じた任用・勤務条件を確保するため、全ての臨時・非常勤の職について、「会計年度任用職員制度の適正な運用等について」（令和4年1月20日付け総務省自治行政局公務員部長通知）等に基づき、制度の適正な運用を図っていただきたい。
- 9 地方公共団体が、地方が抱える課題をデジタル実装を通じて解決し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できる地域社会のデジタル化を

一層推進できるよう、「地域デジタル社会推進費」について、令和4年度においても、前年度同額の2,000億円を計上することとしている。

各地方公共団体においては、地域の実情を踏まえ、デジタル社会の恩恵を高齢者など多くの住民が実感できるためのデジタル活用支援、地域におけるデジタル人材の育成・確保、条件不利地域等におけるデジタル技術を活用したサービスの高度化などに取り組んでいただきたい。その際、「「地域社会のデジタル化に係る参考事例集」の作成について」（令和3年12月28日付け総務省自治行政局地域情報化企画室事務連絡）等により、地域社会のデジタル化の推進に関する具体的な取組事例を取りまとめ、別途通知しているので、参考にしていきたい。

- 10 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、保健所の恒常的な人員体制強化を図るため、保健所において感染症対応業務に従事する保健師を令和3年度から2年間かけて約2,700名（令和2年度比1.5倍、令和2年度約1,800名、令和3年度約2,250名、令和4年度約2,700名）に増員できるよう、地方財政計画に必要な職員数を計上するとともに、地方交付税措置について、道府県の標準団体に感染症対応業務に従事する保健師12名を増員することとしており、令和4年度においては6名を増員することとしている。保健所を設置する地方公共団体においては、引き続き保健所の体制強化に取り組んでいただきたい。
- 11 地方公共団体が、少子化や人口減少などの課題に対応し、自主的・主体的に地方創生に取り組むことができるよう、「まち・ひと・しごと創生事業費」について、令和4年度においても、前年度同額の1兆円を計上することとしている。
- 12 地方公共団体が、地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むため、「地域社会再生事業費」について、令和4年度においても、前年度同額の4,200億円を計上することとしている。
- 13 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」（令和2年12月11日閣議決定。以下「5か年加速化対策」という。）に基づく直轄事業負担金及び補助事業費について、当初予算に計上される場合には、その地方負担を防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債により措置することとし、補正予算に計上される場合には、その地方負担を補正予算債により措置することとしており、5か年加速化対策の2年目である令和4年度においては、直轄事業負担金及び補助事業費が令和3年度補正予算（第1号）に計上されているため、その地方負担については、補正予算債により措置することとしてい

る。

また、地方公共団体が、5か年加速化対策と連携しつつ、地方単独事業として緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、「緊急自然災害防止対策事業費」について、令和4年度は4,000億円（前年度同額）を計上することとしている。その地方負担については、全額地方債（緊急自然災害防止対策事業債）を充当できることとし、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、公債費方式によりその70%を基準財政需要額に算入することとしている。

14 豪雨・台風災害や土石流災害など、近年、災害が頻発し、また、激甚化・広域化する中で、人命に直結する発災時の応急対策がより重要となっていること等を踏まえ、消防・防災力を一層強化するため、「緊急防災・減災事業費」について、新たに消防本部における災害対応ドローンの整備、消防救急デジタル無線の機能強化、応援職員の受入れ施設等の整備（一部は令和3年度から適用）及び連携・協力によるはしご自動車等の整備を対象事業に追加した上で、令和4年度は5,000億円（前年度同額）を計上することとしている。その地方負担については、全額地方債（緊急防災・減災事業債）を充当できることとし、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、公債費方式によりその70%を基準財政需要額に算入することとしている。

15 地方公共団体が、地方単独事業として緊急に河川等の浚渫を実施できるよう、「緊急浚渫推進事業費」について、令和4年度は1,100億円（前年度同額）を計上することとしている。その地方負担については、全額地方債（緊急浚渫推進事業債）を充当できることとし、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、その70%を基準財政需要額に算入することとしている。

16 「盛土による災害防止に向けた総点検について（依頼）」（令和3年8月11日付け国土交通省総合政策局長等通知）に基づく盛土の総点検により確認された人家・公共施設等に被害を及ぼすおそれのある盛土の安全性把握のための詳細調査や擁壁設置等の対策工事等に係る国庫補助事業の地方負担について地方財政措置を講ずることとしている。

17 大規模災害による被災地方公共団体への人的支援については、「災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員の推薦について（依頼）」（令和3年3月31日付け総務省自治行政局公務員部長通知）、「令和4年度における被災市町村に対する中長期（復旧・復興事業）の職員派遣等につ

いて」（令和3年12月13日付け総務省自治行政局公務員部長通知）により通知したほか、令和3年12月24日付けで総務省自治行政局公務員部長名により依頼したところである。中長期の職員派遣における技術職員の不足等に対応するため、「復旧・復興支援技術職員派遣制度」について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしており、積極的に技術職員の採用・増員に取り組んだ上で、中長期派遣要員に登録いただきたい。また、短期の職員派遣に対応するため、「災害マネジメント総括支援員」についても、積極的に登録いただきたい。

- 18 過去に建設された公共施設等を総合的かつ計画的に管理することにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、その最適配置を実現し、時代に即したまちづくりを行うことが重要である。このようなことから、各地方公共団体においては、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画に基づく公共施設等の適正管理の取組を着実に進めていただきたい。

なお、公共施設等総合管理計画については、令和3年度中の見直しを進めていただいているところであるが、新型コロナウイルス感染症の影響等により見直しの完了が令和4年度以降となる地方公共団体においては、適切に見直しを進め、令和5年度末までに見直しを完了していただきたい。これに関し、地方公共団体が適切に見直しを実施できるよう、専門家の招へいや業務委託等、公共施設等総合管理計画の見直しに要する経費に対する特別交付税措置を令和5年度まで延長することとしている。

また、「公共施設等適正管理推進事業費」について、令和4年度以降も、地方公共団体が、引き続き公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、事業期間を令和8年度まで継続し、脱炭素化事業（令和7年度まで）を加えるとともに、長寿命化事業の対象に空港施設及びダム（本体、放流設備等）を追加することとし、令和4年度は5,800億円（前年度比1,000億円増）を計上することとしている。

- 19 「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）において、地方公共団体は国が政府実行計画に基づき実施する取組に準じて率直的な取組を実施することとされたことを踏まえ、脱炭素化のための地方単独事業を計画的に実施できるよう、「公共施設等適正管理推進事業費」について、公共施設及び公用施設における太陽光発電の導入、建築物におけるZEB（一定の省エネルギーを図った上で、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物）の実現、省エネルギー改修の実施及びLED照明の導入を対象とする脱炭素化事業を追加することとしている。そ

の地方負担については、90%まで地方債（公共施設等適正管理推進事業債）を充当できることとし、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、地方公共団体の財政力に応じ、その30%～50%を基準財政需要額に算入することとしている。

なお、事業期間については、「地球温暖化対策計画」において、令和7年度までを集中期間として、脱炭素を前提とした施策を総動員することとされたことを踏まえ、令和7年度までとしている。

併せて、地方公営企業の脱炭素化の取組についても、上記の脱炭素化事業と同様の事業を対象に、その地方負担の1/2について一般会計からの繰出しの対象として公営企業債（脱炭素化事業）を充当できることとし、後年度の元利償還金に対する地方交付税措置については、地方公共団体の財政力に応じ、その30%～50%を基準財政需要額に算入することとしている。

なお、事業期間については、上記の脱炭素化事業と同様に、令和7年度までとしている。

- 20 人口減少が進展する一方で、インフラ資産の大規模な更新時期を迎える中、財政・経営状況やストック情報等を的確に把握し、「見える化」した上で、中長期的な見通しに基づく持続的な財政運営・経営を行う必要性が高まっている。

令和3年度に地方公共団体金融機構との共同事業として創設した、地方公共団体の状況や要請に応じて継続的にアドバイザーを派遣する「経営・財務マネジメント強化事業」については、令和4年度も引き続き実施し、「公営企業・第三セクター等の経営改革」、「公営企業会計の適用」、「地方公会計の整備・活用」及び「公共施設等総合管理計画の見直し・実行」についてアドバイザーを派遣（派遣経費は地方公共団体金融機構が負担）することとしており、各地方公共団体においては積極的に活用されたい。

また、事業の実施に当たり、都道府県の市区町村担当課においては、派遣先市区町村に係る調整やフォローアップなど主体的に関与いただきたい。

- 21 公共施設等の整備・運営に民間の資金や創意工夫を活用することにより、効率的かつ効果的であって良好な公共サービスを実現するため、「PPP/PFI推進アクションプラン（令和3年改定版）」（令和3年6月18日民間資金等活用事業推進会議決定）において、優先的検討の促進等の施策が盛り込まれており、これらに基づいて公共施設等運営権制度の積極的導入や公共施設の維持更新・集約化等への多様なPPP/PFI手法の導入等を推進することとしているので、PPP/PFI事業の円滑な実施の促進に努めて

いただきたい。

22 令和4年度においては、社会保障・税一体改革による「社会保障の充実」について次の措置等を講ずることとされており、その地方負担（8,472億円（前年度比82億円増））について、地方交付税措置を講ずることとしている。

(1) 子ども・子育て支援

子ども・子育て支援新制度において、教育・保育、地域の子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を引き続き実施すること。（3,541億円）

なお、上記の子ども・子育て支援新制度には、地方単独事業である公立施設分も含まれているものであること。

(2) 医療・介護

① 「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（平成26年法律第83号）により創設された地域医療介護総合確保基金を活用して、医療分野及び介護分野において、病床の機能分化・連携や地域包括ケアシステムの構築等を実施すること。（医療分278億円、介護分275億円）

また、地域医療介護総合確保基金のうち地域医療構想の実現を図るための病床機能再編支援分として195億円を引き続き全額国費で計上すること。

② 令和4年10月以降、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員、介護職員を対象に、診療報酬、介護報酬において、収入を3%程度引き上げるための措置を実施すること。（看護職員44億円、介護職員160億円）

③ 「全世代型社会保障改革の方針」（令和2年12月15日閣議決定）等を踏まえ、不妊治療への保険適用を実施すること。（28億円）

④ 「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第66号）により創設された未就学児に係る国民健康保険料等の被保険者均等割額の減額措置を実施すること。（40億円）

23 令和4年度においては、「人づくり革命」について次の措置等を講ずることとされており、その地方負担（6,714億円（前年度比1億円増））について、地方交付税措置を講ずることとしている。

(1) 幼児教育・保育の無償化

3歳から5歳までの全ての子ども及び0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもについての幼稚園、保育所、認定こども園等の費用の無償化を引き続き実施すること。（5,448億円）

(2) 高等教育の無償化

「大学等における修学の支援に関する法律」（令和元年法律第8号）に基づき、住民税非課税世帯及び住民税非課税世帯に準ずる世帯の学生を対象に高等教育の修学支援（学資支給及び授業料等の減免）を引き続き実施することとされており、公立大学等及び私立専門学校に係る授業料等減免に要する経費の地方負担について、地方交付税措置を講ずることとしていること。（公立大学等分131億円、私立専門学校分274億円）

24 「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、公的部門における分配機能の強化等を図るため、看護、介護、保育、幼児教育など現場で働く方々の収入の引上げ等を行うこととされているが、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 令和4年2月から9月までの間、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を3%程度引き上げるための措置を実施するとともに、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、賃上げ効果が継続される取組を行うことを前提として、収入を1%程度引き上げるための措置を実施することとされており、その経費について、令和3年度補正予算（第1号）において、全額国費（2,600億円）による措置を講ずることとされていること。

(2) 令和4年10月以降は、保育士等・幼稚園教諭、介護・障害福祉職員、地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務する看護職員を対象に、診療報酬、介護報酬等において、収入を3%程度引き上げるための措置を実施することとされており、その地方負担について、地方交付税措置を講ずることとしていること。

25 養護老人ホーム及び軽費老人ホームに勤務する職員について、その業務内容が介護職員の業務内容に類似していることなどを踏まえ、必要な処遇改善を図ることができるよう、地方公共団体における老人保護措置費に係る支弁額等の改定に伴い生じる経費について、地方交付税措置を講ずることとしている。

- 26 産学金官の連携により地域密着型事業の立ち上げを支援する「ローカル10,000プロジェクト」及びエネルギーの地産地消を進める「分散型エネルギーインフラプロジェクト」の推進に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。
- 27 「地域おこし協力隊」については、新型コロナウイルス感染症の影響により、十分な活動が行えない隊員がいることから、こうした隊員の活動に要する経費に係る特別交付税措置の対象期間を2年延長し、5年を上限とすることができることとしている。
- また、地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費については、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、特別交付税措置の対象期間を、任期終了の日から2年まで延長しているところであるが、引き続き、同様の措置を講ずることとしている。
- 28 自治会等の加入率の低下や担い手不足等の課題に対応していくため、自治会等の加入促進に係る取組に要する経費について、地方交付税措置を講ずることとしている。
- 29 孤独・孤立対策として、地域運営組織による地域の実情に応じたきめ細かな取組に対して市町村が支援できるよう、地域運営組織が実施する子ども食堂等の居場所づくりや交流の場の確保等に要する経費について、地方交付税措置を講ずることとしている。
- 30 「地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律」（令和元年法律第64号）に基づく特定地域づくり事業協同組合に対する設立運営支援に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。
- 31 「市町村の合併の特例に関する法律」（平成16年法律第59号）に基づき、自らの判断により合併を進めようとする市町村を対象として、引き続き、合併の円滑化を図るための措置を講ずることとしている。また、合併した市町村については、引き続き所要の地方財政措置を講ずることとしている。
- 32 連携中枢都市圏構想については、圏域全体の経済成長のけん引や高次都市機能の集積・強化を図る取組等を支援するため、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に要する経費について、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。
- 33 定住自立圏構想については、地域住民の生活実態やニーズに応じ圏域ごとにその生活に必要な機能を確保し、圏域全体の活性化を図る取組を支援するため、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の取組

に要する経費について、引き続き地方財政措置を講ずることとしている。

34 連携中枢都市圏や定住自立圏以外の地域においても広域連携を進めるため、当該地域の中で広域連携を目指す複数の市町村が「地域の未来予測（行政需要や経営資源に関する長期的・客観的な変化・課題の見通し）」を共同で作成するための経費や、それに基づく施設の共同利用等に向けた取組に要する経費について、特別交付税措置を講ずることとしている。

35 地方版総合戦略に基づき、地方に定着する若者の奨学金返還を支援するための取組に要する経費に対する特別交付税措置については、若年層人口が流入超過の都道府県の区域内において、過疎地域等の条件不利地域を含む市町村の措置率を引き上げることとしている。

また、地方公共団体と国公立大学等が「協定」を締結し連携して雇用創出・若者定着にあたる取組に要する経費について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

併せて、地域貢献・地域連携を主たる目的とする公立大学等施設の整備について、引き続き地域活性化事業債の対象とすることとしている。

各地方公共団体において、人口減少克服や地方創生に取り組む際には、地方大学の活性化も重要な取組であるので、これらの措置を活用し、積極的に取り組んでいただきたい。

36 ふるさと融資については、2050年カーボンニュートラル等の実現に向けて、民間事業者の行う脱炭素化に資する事業に対して、最も高い融資比率及び融資限度額とするとともに、雇用要件の特例を適用することで制度の充実を図ることとしている。また、民間事業者の雇用状況の変化等を踏まえ、雇用要件の緩和（都道府県・指定都市融資）及び償還期限の延長を行うこととしている。

37 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」（平成19年法律第94号）の趣旨等を踏まえ、次の事項に適切に対応いただきたい。

(1) 一般会計等のみならず、公営企業等の特別会計や第三セクター等を含めた当該団体の財政状況全体を的確に分析した上で、総合的な財政健全化を図ること。

(2) 第三セクター等との間で行われている反復・継続的な短期貸付金のうち、地方公共団体への返済が出納整理期間に行われる貸付金については、会計年度独立の原則の趣旨に反していることから、見直しを図ること。また、第三セクター等が年度を越えて金融機関から借り入れた資金により地方公共団体への返済が行われる貸付金については、第三セクター等の経営状況

を踏まえ、長期貸付への切替え等必要な見直しを行うこと。

(3) 財政再生団体又は公営企業に係る経営健全化団体は財政再生計画又は経営健全化計画を着実に遂行するとともに、これらの団体が所在する都道府県にあっては、その進捗状況について継続的に確認を行うとともに、必要に応じて助言を行うこと。

(4) 「第三セクター等の経営健全化の推進等について」（平成26年8月5日付け総務大臣通知）等を踏まえ、地方公共団体と関係を有する第三セクター及び地方公社については、各地方公共団体において、経営健全化等に取り組むこと。特に、財政的なリスクの高いものについては、「第三セクター等の経営健全化方針の策定と取組状況の公表について」（令和元年7月23日付け総務省自治財政局公営企業課長通知）を踏まえ経営健全化方針を策定の上、策定した方針に基づき、一層の経営健全化に取り組むとともに、その取組状況を公表すること。

38 予算計上及び予算執行については、関係法令に則り適正に行う必要があるが、特に以下の点についてご留意いただきたい。

(1) 地方公共団体の基金については、その使途・増減の理由・今後の方針等の積立状況等について、財政状況資料集における「見える化」をはじめ、公表情報の充実を図るよう努められたいこと。

(2) 運用の一形態として、基金から一般会計等に会計年度を越える繰替運用を行うという事例が見受けられるが、「地方自治法」（昭和22年法律第67号）第241条及びそれぞれの基金設置条例の趣旨を逸脱したものとなることのないよう、基金の運用として安全確実性、有利性、流動性（支払準備性、換金性）について満たされているか検証し、必要なものについてはその適正化を図ること。

39 地方公会計については、毎年度、各地方公共団体において、決算年度の翌年度までに統一的な基準による固定資産台帳や財務書類の作成・更新を行い、分かりやすく公表していただきたい。これに関し、総務省において、引き続き各地方公共団体が作成した財務書類等を比較可能な形で「見える化」することとしているので、ご留意いただきたい。なお、当該基準による財務書類等の作成・更新に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

また、財務書類等から得られた指標を用いた分析等を行うとともに、施設別の財務書類の作成・分析を通じた施設等の統廃合等の検討により公共施設等総合管理計画の進捗や改訂・充実等に役立てるなど、資産管理や予算編成

等に積極的に活用していただきたい。そのため、これらの取組に関する具体的な活用事例を取りまとめ、公表しているので、当該事例も参考にしながら取組を進めていただきたい。

40 財政情報の開示については、引き続き決算の早期開示に取り組むとともに、住民等に対する説明責任をより適切に果たし、地方公共団体の財政マネジメントの強化を図る観点から、住民一人当たりコストや地方公会計の整備により得られる指標、基金の積立状況等の公表など、財政状況資料集等の活用による住民等へのより分かりやすい情報開示と内容の充実に取り組んでいただきたい。

41 一般行政経費（単独）に相当する地方単独事業（ソフト分）に係る決算情報については、試行調査を通じて全国の状況について把握・分析を進めているところであるが、「地方単独事業（ソフト）の令和2年度決算額に関する調査等について」（令和3年11月12日付け総務省自治財政局財務調査課長通知）で通知したとおり、令和4年度決算額に関する調査（令和5年度に実施予定）から、決算統計システムによる調査を実施する予定であるため、システム改修が必要な団体においては、令和4年度中に必要なシステム改修を行っていただきたい。

これに関し、システム改修に要する経費について、特別交付税措置を講ずることとしている。

42 公共工事については、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号）及び「公共工事の品質確保の促進に関する法律」（平成17年法律第18号）等において、債務負担行為や繰越制度の活用により施工時期等の平準化を図ることとされているところである。平準化の取組の推進について「地方公共団体における公共工事の施工の時期の平準化に関する取組の「見える」化を踏まえた更なる取組の推進について（要請）」（令和3年5月21日付け総務省自治行政局行政課長、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知）により通知しているため、これに留意のうえ、各地方公共団体の令和4年度予算に計上される公共工事等について、ゼロ債務負担行為を適切に設定するなど、施工時期の平準化に向けて積極的に取り組んでいただきたい。また、低入札価格調査制度又は最低制限価格制度の活用によるダンピング受注の防止、営繕積算方式等の活用を通じた適正な予定価格の設定など発注関係事務の適切な運用に取り組んでいただきたい。なお、学校施設の設計については、「学校施設の設計における創意工夫を図るためのプロポーザル方式等の適切な運用について」（令和3年8月

30日付け総務省自治行政局行政課長、文部科学省大臣官房文教施設企画・防災部施設企画課長、国土交通省不動産・建設経済局建設業課長通知)を踏まえ、プロポーザル方式等の導入を検討いただきたい。

また、都道府県は、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律」(平成28年法律第111号)において、当該区域の実情に応じた施策を策定、実施する責務を有しており、「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な計画」(平成29年6月9日閣議決定)を勘案して、都道府県計画を策定するよう努めることとされていることから、同法の趣旨を踏まえ、都道府県計画の策定等、建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に積極的に取り組んでいただきたい。

- 43 地方公共団体の契約における中小企業者への配慮については、「地方公共団体の調達における中小企業者の受注機会の確保等について」(令和3年9月24日付け総務省自治行政局長通知)で要請したとおり、「令和3年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」(令和3年9月24日閣議決定)を十分に踏まえた対応をしていただきたい。特に、中小企業者への発注等の平準化、最新の実勢価格及び需給状況を踏まえた適切な予定価格の設定、著作権等の知的財産の取扱い、災害時の燃料供給協定を締結している中小石油販売業者に対する配慮についてご留意いただきたい。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた地方公共団体の入札・契約手続や庁舎等の管理業務に係る委託契約については、「地方公共団体の調達における新型コロナウイルス感染症への対応について」(令和2年3月3日付け総務省自治行政局行政課長通知)、「新型コロナウイルス感染症等の影響による庁舎等管理業務委託契約等の取扱いについて(通知)」(令和2年6月12日付け総務省自治行政局行政課長通知)等により通知しているのでご留意いただきたい。

- 44 競争入札参加資格審査申請については、複数の地方公共団体に対して申請を行う者の負担の軽減を図る観点から、「地方公共団体の競争入札参加資格審査申請に係る標準項目の活用等について(通知)」(令和3年10月19日付け総務省自治行政局行政課長通知)により提示した当該申請に係る標準様式等を積極的に活用するとともに、当該様式等の競争入札参加資格審査申請システムへの反映に取り組んでいただきたい。

- 45 医療・介護提供体制改革並びに医療費及び介護費の適正化については、「医療法」(昭和23年法律第205号)に基づく地域医療構想の実現に向けた取組並びに「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和57年法律第

80号)に基づく都道府県医療費適正化計画及び「介護保険法」(平成9年法律第123号)に基づく介護保険事業(支援)計画に掲げる取組を進めるなど、引き続き、適切に取り組んでいただきたい。

なお、地域医療構想については、各都道府県において第8次医療計画(令和6年度～令和11年度)の策定作業が令和5年度までかけて進められることとなるため、その作業と併せて、令和4年度及び令和5年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを求めることとされていることにご留意いただきたい。

46 国民健康保険制度については、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第31号)に基づき、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となったが、制度の円滑な運営ができるよう、引き続き、適切に取り組んでいただきたい。特に、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 令和4年度については、財政基盤強化のための支援措置を次のとおり講ずることとしていること。

① 「今後の社会保障改革の実施について」(平成28年12月22日社会保障制度改革推進本部決定)に基づき、保険者努力支援制度等の実施のために必要となる1,772億円(全額国費)が確保されていること。

② 都道府県が、都道府県内の市町村の財政の状況その他の事情に応じた財政調整を行うため、「国民健康保険法」(昭和33年法律第192号)第72条の2に基づき、一般会計から当該都道府県の国民健康保険に関する特別会計に繰り入れる都道府県繰入金(給付費等の9%分)については、その所要額(6,187億円)について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

③ 以下の制度に係る地方負担について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

ア 保険料軽減制度(4,389億円(全額地方負担)(都道府県3/4、市町村1/4))

イ 保険者支援制度(2,590億円(うち地方負担1,295億円)(国1/2、都道府県1/4、市町村1/4))

ウ 高額医療費負担金(3,682億円(うち地方負担920億円)(国1/4、都道府県1/4、都道府県国保1/2))

エ 国保財政安定化支援事業(1,000億円(全額地方負担)(市町村単独))

(2) 「全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律」により創設された未就学児に係る国民健康保険料等の被保険者均等割額の減額措置（８１億円（うち地方負担４０億円）（国１／２、都道府県１／４、市町村１／４））の地方負担について、地方交付税措置を講ずることとしていること。

(3) 保険者努力支援制度において、予防・健康づくりや医療費適正化の推進に向けた保険者に対する財政的インセンティブとして、これらの取組に係る客観的な評価指標による「国民健康保険保険者努力支援交付金」（９１２億円（全額国費））及び予防・健康づくりを一層推進するための「予防・健康づくり交付金」（５００億円（全額国費））を交付することとされていること。

なお、普通調整交付金の配分について、所得調整機能の観点や、加入者の性・年齢で調整した標準的な医療費を基準とする観点から、引き続き地方公共団体等と議論を継続することとされていること。

(4) 国民健康保険については、都道府県が財政運営の責任主体となる制度を円滑に運営できるよう財政支援の拡充が行われたことを踏まえ、決算補填を目的とする法定外繰入等の早期解消に向けて取り組むこと。

47 後期高齢者医療制度については、実施主体である後期高齢者医療広域連合の財政基盤の強化のため、以下の制度に係る地方負担について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

(1) 保険料軽減制度（３，４１２億円（全額地方負担）（都道府県３／４、市町村１／４））

(2) 高額医療費負担金（３，７２３億円（うち地方負担９３１億円）（国１／４、都道府県１／４、後期高齢者医療広域連合１／２））

(3) 財政安定化基金（２０１億円（うち地方負担６７億円）（国１／３、都道府県１／３、後期高齢者医療広域連合１／３））

48 介護保険制度については、自立支援・重度化防止等の取組の推進に向けた保険者に対する財政的インセンティブとしての「保険者機能強化推進交付金」（２００億円（全額国費））及び「介護保険保険者努力支援交付金」（２００億円（全額国費））により、都道府県及び市町村の介護予防等に係る取組を重点的に推進することとされている。また、調整交付金の活用方策について、第８期介護保険事業（支援）計画期間における取組状況も踏まえつつ、引き続き地方公共団体等と議論を継続することとされている。

- 49 「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」（平成30年12月18日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）に基づき、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童相談所の地方交付税措置について、令和元年度から令和3年度までの3年間で同プランの最終年度である令和4年度における人員体制の確保に必要な職員数を1年前倒して計上したことに加え、「令和4年度における児童福祉司等の配置目標について」（令和4年1月20日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）に基づき、更に道府県の標準団体で児童福祉司8名及び児童心理司3名を増員することとしている。児童相談所を設置する地方公共団体においては、引き続き児童相談所の体制強化に取り組んでいただきたい。
- 50 「予防接種法」（昭和23年法律第68号）に基づく定期の予防接種について、ヒトパピローマウイルス様粒子ワクチンの積極的な勧奨を差し控えている状態を終了させるとともに、積極的な勧奨の差控えにより接種機会を逃した方への対応を行うこととされており、その所要額について地方交付税措置を講ずることとしている。
- 51 住民の安心・安全を確保する消防防災行政の役割が非常に重要であることを踏まえ、次のとおり地方財政措置を講ずることとしている。
- (1) 消防団を中核とした地域防災力の充実強化を図るため、「消防団員の報酬等の基準の策定等について」（令和3年4月13日付け消防庁長官通知。以下「長官通知」という。）を踏まえ、消防団員の年額報酬等に係る財政需要を的確に反映するよう、地方交付税措置の見直しを行うとともに、災害に係る出動報酬について新たに特別交付税措置を講ずることとしており、市町村においては、必要な条例改正及び予算措置を行っていただきたいこと。また、都道府県が実施する消防団員確保の取組に係る経費について新たに地方交付税措置を講ずることとしていること。さらに、安全確保装備、活動用資機材及び消防団の機能強化に係る施設・設備（消防ポンプ自動車、消防団拠点施設等）の整備、入団促進及び消防団員の確保並びに消防団員の準中型自動車免許の取得に係る経費に対し市町村が行う助成に要する経費について、引き続き地方財政措置を講ずることとしていること。
- 特に、災害時における消防団のより効果的な救助活動を図るために市町村が実施する消防団の活動用資機材等の整備に係る「消防団設備整備費補助金」の地方負担について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。
- また、自主防災組織を含む住民の防災活動の活性化に要する経費につい

て、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

これらの措置を活用し、「消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律」（平成25年法律第110号）及び長官通知を踏まえ、消防団員の確保、活動に応じた適切な報酬等の支給、装備の充実など消防団を中核とした地域防災力の充実強化に積極的に取り組んでいただきたいこと。

(2) 消防防災行政においても、引き続き、喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、次の措置を講ずることとしていること。

① 次の経費について、新たに緊急防災・減災事業債の対象とすることとしている。

ア 建替えと併せて実施する災害時に災害対策の拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員の受入れ、災害応急対策に係る施設の整備（原則として昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建設され耐震化が未実施の施設に限る。）

イ 市町村が、「消防の連携・協力の推進について」（平成29年4月1日付け消防庁長官通知）に示す連携・協力実施計画に基づき実施する消防用車両等の整備

ウ 災害対応について標準的に備える必要のある機能を有するドローン（災害対応ドローン）の整備

エ 消防救急デジタル無線の通信環境の改善や端末・システムの改良などの機能強化を伴う更新

② 次の経費について、引き続き緊急防災・減災事業債の対象とすることとしている。

ア 救急業務に従事する救急隊員及び救急隊員と連携して出動する警防要員の使用する消防本部、消防署及び出張所の感染防止対策のための施設の整備

イ 防災行政無線のデジタル化及び機能強化を伴う更新

ウ 都道府県が実施する耐災害性に優れた第3世代システムの地域衛星通信ネットワーク等の当該都道府県と管内全市町村とを結ぶ一体的な整備

(3) 大規模災害時における人命救助活動等を迅速かつ効果的に実施するため、被災地域への緊急消防援助隊の派遣に伴う関連経費について、特別交付税措置を講ずることとしていること。

(4) 住民が救急車を呼ぶべきかどうか等の判断に悩む場合に専門家が電話相談に応じる「救急安心センター事業（＃7119）」に要する経費につい

て、引き続き特別交付税措置を講ずることとしていること。

(5) マイナポータルの電子申請受付機能（ぴったりサービス）等を利用した、火災予防分野の各種手続のオンライン化に必要となるL G W A N接続端末等の整備に要する経費について、地方交付税措置を講ずることとしていること。

(6) 住民への防災情報の伝達手段の強化を図るため、戸別受信機等の貸与による配備及び携帯電話網等を活用した情報伝達手段の整備に要する経費について、引き続き地方財政措置を講ずることとしていること。

52 光ファイバ等の整備状況の地域間格差を是正するための全国的な整備や、高速・大容量の5 Gへの移行等に伴う高度化を推進するため、光ファイバ等の整備及び高度化を伴う更新に要する経費について、引き続き地域活性化事業債の対象とすることとしている。また、過疎対策事業債については、引き続き「光ファイバ等整備特別分」として位置付け、他の事業に優先して同意等額を確保することとしている。

離島における光ファイバの整備を促進するため、離島地域の光ファイバ等の維持管理に係る「高度無線環境整備推進事業」の地方負担について、引き続き特別交付税措置を講ずることとしている。

53 「学校図書館図書整備等5か年計画」（令和4年度～令和8年度）が策定されたことに伴い、同計画に基づく学校図書館の図書整備、学校図書館への新聞配備及び学校司書の配置に必要な経費について、地方交付税措置を講ずることとしている。

54 高等学校以下の私立学校に対する助成については、引き続き、地方交付税措置を講ずることとしている。

また、都道府県が行う私立高等学校の地域の実情に応じた低所得者等に対する授業料軽減を含めた支援、私立小中学校の家計急変世帯に対する授業料軽減、私立幼稚園の預かり保育推進事業費補助及び私立幼稚園教員の人材確保支援事業費補助並びに授業目的公衆送信補償金制度に基づく補償金に対する助成について、地方交付税措置を講ずることとしている。

55 「主要農作物種子法」（昭和27年法律第131号）に基づき都道府県が実施することとされていた事務については、「主要農作物種子法を廃止する法律」（平成29年法律第20号）の施行後においても、「種苗法」（平成10年法律第83号）等に基づき従前と同様に実施することとされていることから、当該事務に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしている。

- 56 鳥獣被害対策の強化のため、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律の一部を改正する法律」（令和3年法律第71号）により都道府県が行うこととなった広域捕獲活動等に要する経費について、特別交付税措置を講ずることとしている。
- 57 「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号）が令和4年4月1日から施行されることを踏まえ、市町村が実施するプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に要する経費について、特別交付税措置を講ずることとしている。
- 58 公営企業会計と一般会計との間の経費負担区分の考え方については、「地方財政法」（昭和23年法律第109号）及び「地方公営企業法」（昭和27年法律第292号）に規定されているところであるが、令和4年度の地方財政計画上の整理については、別途通知することとしているので、その適正な運用と地方公営企業の健全な経営にご留意いただきたい。
- 59 「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律」（平成24年法律第69号）に基づく地方消費税率の引上げに関して次の事項にご留意いただきたい。
- (1) 引上げ分の地方消費税収の社会保障財源化
- 引上げ分に係る地方消費税収（市町村交付金を含む。）については、社会保障施策に要する経費に充てるものとするのが「地方税法」（昭和25年法律第226号）上明記されており、各地方公共団体においては、「引上げ分に係る地方消費税収の使途の明確化について」（平成26年1月24日付け総務省自治税務局都道府県税課長通知）に基づき、予算書及び決算書の説明資料等において、引上げ分に係る地方消費税収の使途の明示を遺漏なく実施していただきたいこと。
- また、引き続き、決算ベースにおいて、地方財政全体で、社会保障施策に要する経費を調査・集計し、公表することとしていること。
- (2) 適格請求書等保存方式への対応
- 令和5年10月1日から開始される適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）においては、地方公共団体から仕入れを行った事業者が消費税の仕入税額控除を受けるためには、一般会計及び特別会計のそれぞれの会計において、税務署への適格請求書発行事業者の登録申請が必要であり、また、請求書等発行システムの改修を行うなどの準備が必要となる場合があることに留意のうえ、適切に対応いただきたいこと。

## 第4 通常収支分の歳入歳出

### 1 歳入

#### (1) 地方税

地方税については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 令和4年度の地方税制改正に伴う令和4年度の地方税の影響額として471億円の減収を見込んでいること。
- ② 令和4年度の地方財政計画における地方税収入見込額については、税制改正後において、前年度当初見込額に比し2兆9,601億円、7.7%増の41兆2,305億円（道府県税にあつては10.2%の増、市町村税にあつては5.7%の増）になるものと見込まれること。主要税目では、道府県民税のうち所得割3.4%の増、法人税割84.7%の増、法人事業税35.0%の増、地方消費税2.9%の増、市町村民税のうち所得割3.4%の増、法人税割74.9%の増、固定資産税（交付金を除く。）3.9%の増となる見込みであること。

なお、令和2年度徴収猶予の特例分等を除いた前年度当初見込額と比較した場合、3兆1,503億円、8.3%の増となる見込みであること。

この地方税収入見込額は、地方公共団体全体の見込額であるので、地域における経済の実勢等に差異があること等を踏まえ、適正な収入の見積りを行う必要があること。

また、地方消費税については、令和元年10月の税率引上げによる税収への影響は、令和4年度に平年度化するものであること。

- ③ 都市計画税は、「都市計画法」（昭和43年法律第100号）に基づいて行う都市計画事業等に要する費用に充てるために課される目的税であることから、その趣旨を踏まえ、対象事業に要する費用を賄うためその必要とされる範囲について検討を行い、適宜、税率の見直し等を含めた適切な対応を行う必要があること。

また、本税の目的税としての性格に鑑み、都市計画税収の都市計画事業費への充当について明示することにより、その用途を明確にすること。

- ④ 入湯税は、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備並びに観光の振興（観光施設の整備を含む。）に要する費用に充てる目的税であることから、その趣旨を踏まえ、入湯税収の具体的事業費への充当について予算書、決算書の事項別明細

書あるいは説明資料等において明示することにより、その用途を明確にすること。

## (2) 地方譲与税

地方譲与税の収入見込額は、2兆5,978億円（前年度比7,516億円、40.7%増）である。

その内訳は、地方揮発油譲与税2,291億円（同1億円、0.0%減）、石油ガス譲与税48億円（同3億円、6.7%増）、航空機燃料譲与税149億円（同29億円、16.3%減）、自動車重量譲与税2,891億円（同85億円、3.0%増）、特別とん譲与税113億円（同1億円、0.9%減）、森林環境譲与税500億円（同100億円、25.0%増）及び特別法人事業譲与税1兆9,986億円（同7,359億円、58.3%増）となっている。

なお、令和2年度徴収猶予の特例分等を除いた前年度当初見込額と比較した場合、7,759億円、42.6%の増となる見込みであること。

## (3) 地方特例交付金等

地方特例交付金等の収入見込額は、2,267億円（前年度比1,310億円、36.6%減）であり、その内訳は、住宅借入金等特別税額控除による減収を補填するため計上する地方特例交付金2,172億円（前年度比359億円、19.8%増）及び生産性革命の実現に向けた固定資産税の特例措置の拡充等による減収を補填するため計上する新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金95億円（前年度比1,318億円、93.3%減）である。

## (4) 地方交付税

令和4年度の地方交付税に係る国の一般会計からの繰入れは、所得税及び法人税の33.1%相当額、酒税の50%相当額並びに消費税の19.5%相当額の合計額15兆6,404億円（平成20年度、平成21年度及び令和元年度補正予算に係る精算額2,461億円及び平成28年度決算に係る精算額449億円を減額した後の額）に国の一般会計における加算額（既往法定分）154億円を加えた15兆6,558億円であり、前年度当初予算に比し646億円、0.4%の増となっている。

地方公共団体に交付される地方交付税の総額は、これに地方法人税の全額1兆7,127億円、返還金1億円、令和3年度からの繰越金1兆2,561億円を加算し、交付税特別会計借入金償還額5,000億円、交付税特別会計借入金に係る支払利息額709億円を減額した18兆538

億円であり、前年度当初予算に比し6,153億円、3.5%の増となっている（別添資料第6）。

各地方公共団体における地方交付税の額を見込むに当たっては、前年度の決定額に単純に地方交付税総額の対前年度比を乗じるなどの方法を用いることにより結果として過大な見積りを行うことのないよう、次の事項に特にご留意いただきたい。

#### ① 普通交付税

##### ア 基準財政需要額

(ア) 地方公共団体が地域社会のデジタル化を推進するために必要となる取組に要する経費を算定する「地域デジタル社会推進費」については、前年度と同様の算定方法により、引き続き2,000億円程度を算定することとしていること。

(イ) 「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）については、「地域の元気創造事業費」（4,000億円程度、うち100億円程度は特別交付税）及び「人口減少等特別対策事業費」（6,000億円程度）において引き続き措置することとしていること。

このうち、「人口減少等特別対策事業費」の算定においては、第2期「まち・ひと・しごと創生総合戦略」の期間を踏まえ、令和2年度から5年間かけて、段階的に「取組の必要度」に応じた算定から「取組の成果」に応じた算定へ1,000億円シフトすることとしており、令和4年度は「取組の必要度」に応じて3,400億円程度（道府県分1,120億円程度、市町村分2,280億円程度）、「取組の成果」に応じて2,600億円程度（道府県分880億円程度、市町村分1,720億円程度）を算定することとしていること。

算定に当たっては、引き続き、成果を発揮する際の条件が厳しいと考えられる条件不利地域等への配慮を行うこととしていること。

(ウ) 地方公共団体が地域社会の維持・再生に向けた幅広い施策に自主的・主体的に取り組むための経費を算定する「地域社会再生事業費」については、前年度と同様の算定方法により、引き続き4,200億円程度を算定することとしていること。

(エ) 感染症の拡大時に円滑に業務ができるよう、保健所において感染症対応業務に従事する保健師の恒常的な人員体制の強化等に要す

る経費を算定することとしていること。

(オ) 「令和4年度における児童福祉司等の配置目標について」（令和4年1月20日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定）に基づき、児童福祉司等の職員の増員に必要となる経費を算定することとしていること。

(カ) 基準財政需要額の増減は、測定単位や密度補正等の基礎数値の伸び、公債費又は事業費補正の伸び等により各地方公共団体ごとにかなりの差が生じるものと見込まれること。

#### イ 基準財政収入額

(ア) 令和4年度においては、固定資産税について、新型コロナウイルス感染症等に係る生産性革命の実現に向けた特例措置の拡充等による減収がないものとして算定すること。また、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金については、基準財政収入額に算入しないこと。

(イ) 一般的に、道府県分にあつては道府県民税所得割及び法人税割、法人事業税、地方消費税並びに特別法人事業譲与税、市町村分にあつては市町村民税所得割及び法人税割、固定資産税並びに地方消費税交付金の増が見込まれること。

(ウ) 基準財政収入額の見積もりに当たっては、地方税制改正を踏まえた収入見込額を基礎とするとともに、前年度の実績値を基礎数値として用いるものが多いことに加え、法人関係税等の精算額が加算されることとなることから、団体ごとの増減は必ずしも一律ではないので、過少に見積もることのないようにすること。

特に、特別法人事業譲与税、森林環境譲与税及び地方消費税交付金については、譲与等の基準に用いる統計数値（国勢調査人口等）の更新に対応し、令和4年度に限り、当該年度の特別法人事業譲与税及び森林環境譲与税の譲与見込額並びに地方消費税交付金の交付見込額として総務大臣が定める額を算定の基礎とする改正を行うこととしていること。

(エ) 法人関係税（法人事業税交付金、地方法人特別譲与税及び特別法人事業譲与税を含む。）、住民税利子割（利子割交付金を含む。）、住民税所得割（分離譲渡所得分）及び特別とん譲与税については精算措置を講ずることとしているが、法人関係税（法人事業税交付金及び特別法人事業譲与税を含む。）及び住民税利子

割（利子割交付金を含む。）の減収額を対象に減収補填債を発行する場合には減収補填債発行額の75%は精算措置の対象額から除くこととしていること。

(オ) 東日本大震災に係る「地方税法」の改正等に伴う減収見込額については、震災復興特別交付税において措置されることを踏まえ、引き続きその75%を加算することとしていること。

ウ 基準財政需要額の伸び率については、基準財政需要額の一部を臨時財政対策債に振り替える措置を講ずる前で比較した場合、令和3年度に比し個別算定経費（地域の元気創造事業費、人口減少等特別対策事業費、地域社会再生事業費、地域デジタル社会推進費、公債費及び事業費補正を除く。）にあつては、道府県分1.5%程度の減、市町村分1.5%程度の減、包括算定経費にあつては、道府県分8.0%程度の減、市町村分8.0%程度の減と見込まれること。

エ 臨時財政対策債の発行可能額の配分方式については、引き続き全て財源不足額を基礎として算出する方式とすることとしていること。

なお、臨時財政対策債の発行可能額の算出方法等については、別途お知らせする予定であること。

## ② 特別交付税

ア 令和4年度の特別交付税（震災復興特別交付税を除く。以下同じ。）の総額は、前年度当初予算に比し3.5%の増となっているが、令和3年度補正予算による増額後との比較では0.8%の増であるので、予算計上に当たっては、過大に計上することのないよう慎重に見積もること。

特に、令和3年度において、災害対策等、年度によって激変する項目により多額の交付を受ける地方公共団体にあつては、これらの事由による特別交付税の減少を確実に見込むこと。

イ 特別交付税の算定に当たっては、特定財源の控除漏れがないか、普通交付税、他の特別交付税の算定項目及び震災復興特別交付税との重複計上がないか等について十分点検いただくほか、このような基礎数値の報告誤りがないよう、事業担当課と連携するとともに、特別交付税算定担当者間で情報共有を図るなど適切な事務の執行に努めていただきたいこと。

## (5) 国庫支出金

国庫支出金の総額については、社会保障関係費の増加等により、地方財

政計画上0.8%程度の増になるものと見込まれる。

また、令和4年度における各種交付金の計上額は、別添資料第7のとおりである。

#### (6) 地方債

令和3年12月24日に公表した令和4年度地方債計画（通常収支分）（別添資料第8）は、引き続き厳しい地方財政の状況の下で、地方財源の不足に対処するための措置を講じ、また、地方公共団体が緊急に実施する防災・減災対策、公共施設等の適正管理及び地域の活性化への取組等を着実に推進できるよう、所要の地方債資金の確保を図ることとしている。

その総額は1兆1,799億円（前年度比3兆4,574億円、25.4%減）を見込んでいる。

このうち、普通会計分は7兆6,077億円（同3兆6,331億円、32.3%減）、公営企業会計等分は2兆5,722億円（同1,757億円、7.3%増）を見込んでいる。

地方債については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 地方財源の不足に対処するため、「地方財政法」第5条の特例として臨時財政対策債1兆7,805億円（前年度比3兆6,992億円、67.5%減）を見込んでおり、そのうち、公的資金については、6,445億円（臨時財政対策債の36.2%）を確保するとともに、市町村（指定都市を除く。）の臨時財政対策債に対しては、原則として全額公的資金を配分することとしていること。
- ② 地方公共団体が、喫緊の課題である防災・減災対策に取り組んでいけるよう、緊急防災・減災事業において、対象事業を拡充（消防本部における災害対応ドローンの整備、消防救急デジタル無線の機能強化、応援職員の受入れ施設等の整備及び連携・協力によるはしご自動車等の整備）することとし、5,000億円（前年度同額）を見込んでいること。
- ③ 地方公共団体が、緊急に自然災害を防止するための社会基盤の整備に取り組んでいけるよう、緊急自然災害防止対策事業として、4,000億円（前年度同額）を見込んでいること。
- ④ 地方公共団体が、緊急に河川等の浚渫を実施できるよう、緊急浚渫推進事業として、1,100億円（前年度同額）を見込んでいること。
- ⑤ 令和4年度以降も、地方公共団体が、引き続き公共施設等の適正管理に積極的に取り組んでいけるよう、公共施設等適正管理推進事業を令和8年度まで継続し、脱炭素化に係る事業（令和7年度まで）を加えると

ともに、長寿命化に係る事業の対象に空港施設及びダム（本体、放流設備等）を追加することとし、5,220億円（前年度比900億円、20.8%増）を見込んでいること。

⑥ 過疎対策事業及び辺地対策事業については、公共施設の老朽化対策の推進等のため、それぞれ5,200億円（前年度比200億円、4.0%増）、530億円（前年度比10億円、1.9%増）を見込んでいること。

⑦ 地方債資金のうち、公的資金については、前年度と同程度の割合（全体の42.9%）を確保していること。

また、民間等資金については、その円滑な調達を図るため、市場公募地方債の発行を引き続き推進することとしていること。

⑧ 財政融資資金については、社会福祉施設整備事業及び公共施設等適正管理推進事業（国庫補助事業として実施される事業に限る。）に対して、同資金を新たに配分することとし、社会福祉施設整備事業の償還期限は25年以内（うち据置3年以内）、公共施設等適正管理推進事業の償還期限は30年以内（うち据置5年以内）とすることとしていること。

⑨ 地方公共団体金融機構資金については、一般事業（地域総合整備資金貸付事業）における償還期限を20年以内（うち据置5年以内）に延長するとともに、辺地対策事業に対して、同資金を新たに配分することとし、その償還期限は原則として30年以内（うち据置5年以内）とすることとしていること。

⑩ 減債基金への積立てについては、各地方公共団体における地方債現在高の状況及び公債費負担の今後の見通しに応じて、計画的に行われたいこと。その際、満期一括償還地方債の元金償還に充てるための減債基金への積立てについては、実質公債費比率の算定上、毎年度の積立額を発行額の30分の1（3.3%）として設定しており、これを下回る分は減債基金の積立不足として取り扱われていることに留意すること。

#### (7) 使用料・手数料

使用料・手数料については、最近における実績等を勘案し、1兆5,729億円（前年度比242億円、1.6%増）になるものと見込んでいる。

## 2 歳出

### (1) 給与関係経費

給与関係経費については、次の事項にご留意いただきたい。

① 地方財政計画上の職員数については、地方公共団体における定員管理

の取組を勘案するとともに、義務教育教職員の改善増や保健所の恒常的な人員体制強化、児童虐待防止対策の強化による増等を見込むことにより、5,160人の増としていること。

ア 義務教育諸学校の教職員については、児童生徒数の減少等に伴う2,934人の減員に対して、4,690人の改善増を見込むことにより、全体として1,756人の増員を見込んでいること。

イ 公立高等学校、公立大学校等の教員については、児童生徒数の減少等に伴い、2,522人の減員を見込んでいること。

ウ 消防職員については、消防防災行政の状況等を勘案し、500人の増員としていること。

エ 一般職員（アからウ及び警察官を除く職員）については、保健所の恒常的な人員体制強化による保健師の増員（450人）及び児童虐待防止対策の強化による児童福祉司等の増員（703人）を含め、5,426人の増員としていること。

② 地方財政計画上の退職手当については、前年度に比し2.5%減の1兆4,361億円を計上することとしていること。

③ 地方公務員共済組合等負担金については、別添資料第9のとおり改定される予定であること。

④ 「公務員の給与改定に関する取扱いについて」（令和3年11月24日閣議決定）において、「一般職の職員の給与に関する法律」（昭和25年法律第95号）の適用を受ける国家公務員の給与については、令和3年人事院勧告どおり期末手当の支給月数を引き下げるとともに、令和3年度の引下げに相当する額について、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うものとされ、また、地方公務員の給与における令和3年度の期末手当の引下げに相当する額の調整時期については、地域の実情を踏まえつつ、国家公務員の取扱いを基本として対応するよう要請するものとされたことを踏まえ、地方財政計画上、令和3年度の期末手当の引下げに相当する額については、令和4年6月の期末手当から減額することで調整を行うものとして積算することとしていること。

このため、令和3年度中に上記の期末手当の引下げを行った地方公共団体においては、これにより不用となった財源を確保するなど、令和4年度における期末手当の支給に適切に対応されたいこと。

## (2) 一般行政経費

一般行政経費については、次の事項にご留意いただきたい。

- ① 一般行政経費（単独）については、社会保障関係費の増加や森林環境譲与税を財源として実施する森林整備等に係る経費の増加等を反映して計上するとともに、震災復興特別交付税により別枠で措置することとしている地方税等の減収分（震災関連）見合い歳出368億円を減じ、1兆8,667億円（前年度比371億円、0.3%増）を計上することとしていること。上記368億円の地方税等の減収については、震災復興特別交付税で補填されるものであることから、その見合いの歳出とも合わせて東日本大震災分の歳入歳出に計上しているものであること。
- ② 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費については、国民健康保険の保険基盤安定制度（保険料軽減分）4,389億円、都道府県繰入金6,187億円、国保財政安定化支援事業1,000億円及び後期高齢者医療制度の保険基盤安定制度（保険料軽減分）3,412億円を合算した1兆4,988億円（前年度比76億円、0.5%増）を計上することとしていること。
- ③ 災害等年度途中における追加財政需要の発生に備えるため、令和4年度においては、近年の追加財政需要額の活用状況等を踏まえ、4,200億円（前年度同額）を地方財政計画に計上することとしているので、各地方公共団体においては、年度途中の追加財政需要に適切に対応しうるようあらかじめ財源を留保しておくこと。
- (3) 投資的経費  
投資的経費については、次の事項にご留意いただきたい。
- ① 直轄事業負担金及び補助事業費の合計は、全体で前年度比約0.9%減の5兆6,600億円程度を計上することとしていること。また、このうち直轄事業負担金については、5,600億円程度（前年度比約2.2%減）、補助事業費については、5兆1,100億円程度（前年度比約0.6%減）となる見込みであること。
- ② 地方単独事業費については、公共施設の脱炭素化の取組等を推進するため、「公共施設等適正管理推進事業費」について対象事業を拡充した上で、5,800億円（前年度比1,000億円、20.8%増）を計上することとしており、全体で前年度に比し1.5%増の約6兆3,100億円を計上することとしていること。
- (4) 公債費  
公債費については、臨時財政対策債の元利償還金が引き続き増加するものの、その他の地方債の元利償還金が減少することを踏まえ、地方財政計

画上、前年度の公債費（猶予特例債の元利償還金を除く。）に比し1.2%程度の減を見込むこととしている。

(5) 維持補修費

維持補修費については、最近における実績等を勘案し、地方財政計画上前年度に比し1.4%程度の増を見込むこととしている。

(6) 公営企業繰出金

公営企業繰出金については、「地方公営企業法」等に定める一般会計との間における経費負担区分等の経営に関する基本原則を堅持しながら、地方公営企業の経営基盤の強化を図るとともに、住民生活に密接に関連した社会資本の整備の推進、公立病院における医療の提供体制の整備をはじめとする社会経済情勢の変化に対応した事業の展開等を図るため、地方財政計画に所要額を計上することとしている。

## 第5 東日本大震災分の歳入歳出

### 1 復旧・復興事業

#### (1) 歳入

##### ① 震災復興特別交付税

ア 直轄・補助事業に係る地方負担分、地方単独事業分、地方税の減収分等を措置する震災復興特別交付税については、1,069億円を計上することとしている。

イ 震災復興特別交付税の算定に当たっては、「震災復興特別交付税の適正な算定について」（令和3年9月3日付け総務省自治財政局財政課復興特別交付税室長通知）を踏まえ、算定対象とならない経費等を回答することがないよう、適切な事務の執行に努めていただきたい。

ウ 震災復興特別交付税の精算については、過年度に過大又は過少に交付された額を新規算定額から減額又は加算するとともに、新規算定額から減額できない額については、返還する必要があることにご留意いただきたい。

##### ② 一般財源充当分

復旧・復興事業のうち地域振興策や将来の災害への備えといった全国に共通する課題への対応との性質を併せ持つ事業の一般財源所要額に対応するため、一般財源充当分として4億円計上することとしている。

##### ③ 国庫支出金

東日本大震災関係経費1, 800億円程度を見込んでいる。

④ 地方債

令和4年度地方債計画（東日本大震災分）（別添資料第10）においては、復旧・復興事業として15億円を見込んでおり、その全額について公的資金を確保することとしている。

このうち、普通会計分は9億円、公営企業会計等分は6億円を見込んでいる。

(2) 歳出

① 直轄事業負担金及び補助事業費

国の東日本大震災関係経費に係る直轄事業負担金及び補助事業費2, 400億円程度を見込んでいる。

② 地方単独事業費

「地方自治法」に基づく職員の派遣、東日本大震災に係る災害復旧等に従事させるための職員採用に係る経費及び単独災害復旧事業に係る経費等の地方単独事業費については、149億円を計上することとしている。

③ 地方税等の減収分見合い歳出

東日本大震災の税制上の臨時特例措置等に伴う減収分については、以下のとおり368億円を計上することとしている。

ア 「地方税法」等に基づく特例措置分（55億円）

イ 条例減免分（13億円）

ウ 「東日本大震災復興特別区域法」（平成23年法律第122号）等に基づく特例措置分（299億円）

2 全国防災事業

(1) 歳入

① 地方税

地方税の臨時的な税制上の措置（平成25年度～令和5年度）による収入見込額として768億円を計上することとしている。

② 一般財源充当分

地方税の収入見込額を上回る一般財源所要額に対応するため、一般財源充当分として254億円を計上することとしている。

(2) 歳出

東日本大震災関係経費のうち全国防災対策費に係る公債費を1, 023億円計上することとしている。

## 第6 地方公営企業

1 今後の急速な人口減少等に伴うサービス需要の減少や施設の老朽化に伴う更新需要の増大など、地方公営企業を取り巻く経営環境が厳しさを増すことを踏まえ、経営戦略の策定・改定や抜本的な改革等の取組を通じ、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上を図るとともに、これらについてよりの確に取り組むため、公営企業会計の適用拡大や経営比較分析表の活用等による「見える化」を推進することとしているので、各公営企業におかれては、次の事項にご留意いただきたい。

(1) 各公営企業においては、中長期的な基本計画である経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うこと。また、策定済みの経営戦略について、経営戦略に基づく取組の進捗と成果を一定期間ごとに評価、検証した上で、今後の人口減少等を加味した料金収入の反映やストックマネジメント等の取組の充実により、中長期の収支見通し等の精緻化を図るとともに、料金改定や抜本的な改革を含め、収支均衡を図る具体的な取組の検討を行い、令和7年度までの経営戦略の改定に反映すること。

なお、経営戦略の策定を地方財政措置の要件としているものについて、令和8年度から、これらの取組を反映した経営戦略の改定を要件とする予定であること。

(2) 各公営企業が不断の経営健全化等に取り組むに当たっては、事業ごとの特性に応じて、事業の必要性を含め、民営化・民間譲渡、広域化等及び民間活用といった抜本的な改革等について検討し、これを推進すること。

水道事業及び下水道事業については、広域化等を推進するとともに、公共施設等運営権制度を含むPPP/PFI手法や民間委託など更なる民間活用を推進されたいこと。なお、広域化については、事業の経営統合のほか、施設や水質管理システム等の共同利用、管理事務の共同発注など、多様な手法が考えられるところであり、地域の実情に沿った取組を推進されたいこと。

これらの検討に資するよう、各公営企業における抜本的な改革の取組状況について調査・公表するとともに、先進・優良事例集を更新することとしているので、積極的に活用されたいこと。

(3) 「公営企業会計の更なる適用の推進について」（平成31年1月25日付け総務大臣通知）及び「公営企業会計の適用の推進に当たっての留意事項について」（平成31年1月25日付け総務省自治財政局長通知）等を踏まえ、重点事業としている下水道事業及び簡易水道事業について、人口

3万人未満の地方公共団体においても令和5年度までに公営企業会計に移行するなど、一層の取組を推進されたいこと。また、重点事業以外の事業についても、固定資産台帳の整備やシステム改修等の移行事務を複数の事業で一括して取り組むことなどにより、移行作業を効率的かつ円滑に実施可能となることに留意しつつ、公営企業会計への移行を積極的に推進されたいこと。

公営企業会計の適用が円滑に実施されるよう、適用に要する経費について、引き続き地方財政措置を講ずるとともに、公営企業会計の適用に取り組む市町村に対して都道府県が行う支援に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずることとしていること。

なお、簡易水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に係る地方交付税措置について、人口3万人以上の地方公共団体は令和3年度から公営企業会計の適用を要件に加えたところであるが、同様に、人口3万人未満の地方公共団体は令和6年度から公営企業会計の適用を要件とする予定であること。

- (4) 経営戦略の改定・経営改善、「公立病院経営強化プラン」の策定及び経営強化の取組、上下水道の広域化並びに公営企業会計の適用等の取組を支援するため、「経営・財務マネジメント強化事業」を令和4年度も引き続き実施し、地方公共団体の状況や要請に応じて継続的にアドバイザーを派遣することとしており、各公営企業においては積極的に活用されたいこと。

## 2 地方公営企業の事業の円滑な推進とその経営基盤の強化に資するため、次の事項にご留意いただきたい。

- (1) 病院事業については、医師不足等による厳しい経営状況に直面する中、地域に必要な医療提供体制を確保するため、機能分化・連携強化、医師・看護師確保等による公立病院の経営強化を図っていくことが重要である。そのため、限られた医師・看護師等の医療資源を地域全体で最大限効率的に活用するという視点をこれまで以上に重視するとともに、感染症拡大時の対応という視点も踏まえながら、令和3年度末までに「持続可能な地域医療提供体制を確保するための公立病院経営強化ガイドライン」を策定し、地方公共団体に対して、令和4年度又は令和5年度中の「公立病院経営強化プラン」の策定を要請する予定であること。

また、地方公共団体が「公立病院経営強化プラン」に基づき公立病院の経営強化に取り組めるよう、公立病院の機能分化・連携強化に伴う施設・設備の整備費等に係る病院事業債（特別分）を拡充・延長するとともに、

公立病院等の医師派遣等に係る特別交付税措置について、看護師等医療従事者の派遣及び診療所への派遣の追加、派遣元病院に対する措置の拡充を行うこととしていること。

併せて、公立病院等の施設整備費に対する地方交付税措置の対象となる建築単価の上限を上げるとともに、令和3年度に講じた不採算地区病院等に対する特別交付税措置の拡充を令和4年度においても継続することとしていること。

- (2) 水道事業については、「「水道広域化推進プラン」の策定について」（平成31年1月25日付け総務省自治財政局長、厚生労働省大臣官房生活衛生・食品安全審議官通知）に基づき、「水道広域化推進プラン策定マニュアル」（平成31年3月）を踏まえ、各都道府県において令和4年度までに「水道広域化推進プラン」を策定すること。策定に当たり、広域化のシミュレーションにおいては、事業統合や経営の一体化、施設の共同化、システム共同化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込むよう検討を行うこと。

同プランの策定に要する経費や広域化に伴う施設の整備費等について、引き続き地方財政措置を講ずることとしていること。

なお、水道の広域化を推進するため、「生活基盤施設耐震化等交付金」の対象に広域化に伴う解体撤去費を追加することとされていること。

- (3) 下水道事業については、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」（平成30年1月17日付け総務省自治財政局準公営企業室長、農林水産省農村振興局整備部地域整備課長、水産庁漁港漁場整備部防災漁村課長、国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課長、環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長通知）に基づき、「広域化・共同化計画策定マニュアル（改訂版）」（令和2年4月）を踏まえ、各都道府県において令和4年度までに「広域化・共同化計画」を策定すること。策定に当たり、施設の統廃合、システム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項等を盛り込むよう検討を行うこと。

施設の統廃合をはじめとした広域化を推進するため、公共下水道・集落排水の流域下水道への統合や同一下水道事業内の処理区の統合に係る施設の整備費等に対する地方財政措置を拡充するとともに、事業統合を行なった下水道事業に対する高資本費対策に係る地方交付税措置について、統合後の激変緩和措置の適用期間を拡充することとしていること。このほか、同計画の策定に要する経費について、引き続き地方交付税措置を講ずるこ

ととしていること。

(注釈) この事務連絡における以下の語句の意味は、それぞれ次のとおり。

ア. 「地方交付税措置」…次のいずれかの措置（ウ. に該当するものを除く）

①普通交付税措置

②普通交付税措置及び特別交付税措置

イ. 「特別交付税措置」…特別交付税措置（ウ. に該当するものを除く）

ウ. 「地方財政措置」…地方債の元利償還金に対する普通交付税措置又は特別交付税措置等（併せて、ア. 又はイ. の措置が講じられる場合を含む）

エ. 「第三セクター等」…第三セクター、地方公社、地方独立行政法人又は組合等のいずれかに該当する団体